

平成10年度原子力関係予算原子力委員会ヒアリング資料

平成9年7月22日

外務省

原子力関係事業の進捗状況

省庁名（外務省）

事項 \ 年度	事業実施期間	平成8年度 までの実績	平成9年度 計 画	平成10年度 計 画	平成11年度 計 画	平成12年度 計 画	実施機関名 又は委託先	備 考
国際原子力機関分担金 (I A E A) 米貨 (ドル) 塊貨 (シリング)		千円 3,697,697	千円 4,318,275	千円 未定				
国際原子力機関拠出金 米貨 (ドル) 技術協力基金 R C A トリエステ 排煙脱硫		千円 992,181 10,228,670 9,010,650 478,900 39,120 700,000	千円 1,252,417 11,704,830 10,470,300 434,530 0 800,000	千円 未定 0 0				
経済協力開発機構 原子力機関分担金 (O E C D / N E A) 仏貨 (フラン)		千円 302,093 15,104,637	千円 318,768 15,179,427	千円 未定				
原子力安全支援基金 拠出金 (N S A) 米貨 (ドル)		千円 970,000 10,000,000	千円 982,373 9,181,060	千円 未定				

国際原子力機関分担金（継続）

1. 目的

国際原子力機関（IAEA）は、1953年12月8日国連第8回総会において当時のアイゼンハウアー米大統領により提唱され、その後の総会における審議を経て1957年7月29日に発効した同機関の憲章をもって、同日付で発足した。（1996年9月現在の加盟国124ヵ国）

国際原子力機関の目的は、「全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し、増大するように努力すること並びに機関の「援助がいずれかの軍事目的を助長するような方法で利用されないことを確保する」ことの2つである（憲章第2条）。すなわち、国際原子力機関は、原子力の平和利用を積極的に促進、援助する機関であると同時に、この援助が軍事目的に転用されないようにコントロールを加える規制機関でもある。

2. 平成10年度要求概要

平成10年度IAEA予算は、6月理事会において総額が決定（221,370,000ドル）されたが、各国の分担率、分担金額については9月の総会で決定されることから、平成10年度の我が国分担金額は未定。

3. 概算要求額（前年度予算額）

未定（邦貨額4,318,275千円）

1. 技術協力基金

国際原子力機関（IAEA）は、1953年12月8日国連第8回総会における審議を経て1957年7月29日に発効した同機関の憲章4ヶ国。）。国際原子力機関の目的は、「全世界における平和、保健及び繁栄に對する原子力の貢献を促進し、増大するよう努力する」こと並びに機関の「援助を確保する」ことの2つである（憲章第2条）。で利用されなことは、原子力の平和利用を促進するたに設立され、各種技術協力活動を実施している。

平成10年度予算は、6月理事会において拠出目標額が決定されたが、各国の基本分担率については9月の総会で決定されることから、平成10年度の我が国に対する拠出要請額は未定。

未 定 (1 0 , 4 7 0 , 3 0 0 ドル)

11. アジア原子力科学技術に関する研究・開発及び訓練のための地域協力計画（R C A）（継続）

1. 目的

I A E A ・ アジア原子力地域協力協定（R C A）は、I A E A の技術協力活動の一環として、アジア太平洋地域の I A E A 加盟の開発途上国を対象に原子力科学技術に関する研究・開発及び訓練の計画を実施することを目的として、1972年6月12日に発効した。これまで様々な協力計画（アイソトープ放射線利用環境計画、アイソトープ放射線医学・生物学利用計画及び放射線防護インフラの強化計画等）を実施。

2. 平成10年度要求概要

任意拠出金。10年度要求額は未定。

3. 概算要求額（前年度予算額）

未定（474, 530ドル）

経済協力開発機構原子力機関分担金（継続）

1. 目的

経済協力開発機構・原子力機関（OECD・NEA）は、1958年2月1日に欧州経済協力機構・欧州原子力機関（OECE・ENEA）として設立され、その後我が国が欧州以外の国としてはじめて参加国となった1972年4月20日に現在のNEAに改組された。（1996年7月現在の加盟国27カ国）

OECD・NEAの目的は、「参加国政府間の協力を促進することにより、安全かつ環境的にも受け入れられる経済的なエネルギー資源としての原子力の開発をより一層進める」ことである。このためNEAは、次のことを行っている。

- （1）原子力施設の安全、人体に対する放射線の防護と環境の保全、放射性廃棄物管理、原子力損害賠償責任と保険などに関連した各国の規制方針・運用について調和を促すこと
- （2）全エネルギー供給において果たすべき原子力の役割を評価するため、原子力発展の技術的・経済的側面を再検討し、核燃料サイクルの諸段階における需要・供給を予測すること
- （3）科学的・技術的情報の交換を進展すること
- （4）国際研究開発計画及び共同事業を設立すること

2. 平成10年度要求概要

平成10年度OECD・NEA予算は、12月の予算委員会で決定されることから、平成10年度の我が国分担金額は未定。

3. 概算要求額（前年度予算額）

未定（318,768千円）

原子力安全支援基金拠出金（継続）

1. 目的

- (1) ミュンヘン・サミット（92年7月）において、旧ソ連及び東欧諸国の原子力発電所の安全性を確保することを目的にした2国間支援を補完する多国間の枠組みの設置につき支持が得られた。右合意を受けて、原子力安全基金（NSA：Nuclear Safety Account）が欧州復興開発銀行（EBRD：European Bank of Reconstruction and Development）内に93年4月に設置された。
- (2) 86年4月に事故を起こしたチェルノブイリ発電所4号炉の石棺（原子炉を覆うコンクリート壁）が老朽化等により危険な状態であることが判明したことを受け、95年頃から右対応策がG7等を中心に検討され、97年5月に同石棺を安定化するためのプロジェクトがG7とウクライナとの間で合意された。デンバー・サミット（97年6月）では、このSIP実施のためにG7がこのプロジェクトの存続期間にわたって3億ドルの貢献を行うことで意見の一致を見た。

2. 平成10年度要求概算

- (1) 我が国はこれまで原子力安全基金に対して31百万ドルの支援を行っている。同基金は、これまで得られた各国からの拠出金を基にチェルノブイリ発電所の短期的安全性向上及び2,000年までの閉鎖の準備、及びチェルノブイリ以外の旧ソ連・東欧地域の安全性に問題のある原子力発電所の安全性向上のための各種プロジェクトを順次実施している。
- (2) チェルノブイリ石棺安定化については、G7はデンバー・サミットでのプレッジを踏まえ、早期に本プロジェクトを立ち上げるとの観点から、迅速に拠出を行っていく必要がある。但し、我が国をはじめG7各国毎の具体的な分担は未定。

3. 概算要求額（前年度予算額）

未定（982,373千円 9,181,060ドル）